

コンテナを積載する暴露甲板の消火装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正事項

コンテナを積載する暴露甲板の消火装置に関する事項

改正理由

IMO において、コンテナ船をはじめとする暴露甲板にコンテナを積載する船舶において、当該コンテナに火災が発生した際に延焼を早期に抑制するための追加の消火装置の設置について検討が行われてきた。

その結果、2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、コンテナ船及び一般貨物船等の暴露甲板にコンテナを積載する船舶についてはコンテナ内の火災を消火するため水噴霧ランスを備える旨規定するとともに、暴露甲板に 5 段以上のコンテナを積載する船舶については高層のコンテナに対しても十分な射水が可能となるよう移動式水モニタを備える旨規定する SOLAS 条約第 II-2 章の改正が行われ、IMO 決議 MSC.365(93)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.365(93)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶には、少なくとも 1 つの水噴霧ランスを備える旨規定した。
- (2) 暴露甲板上又はその上方に 5 段以上のコンテナを積載するように設計された船舶には船の幅に応じて適切な数の移動式水モニタを備える旨規定した。
- (3) 登録検査において、移動式水モニタの検査を行う旨規定した。